

子育て応援表彰候補事業者・ 団体を募集します

子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体を「子育て応援事業者」として表彰します。

【募集部門】

- ①職場環境づくり部門
子育てしやすい職場環境づくりに積極的かつ継続的に取り組む事業者
- ②地域子育て支援部門
子育て家庭への支援や、親子のふれあい活動の実施など、地域の子育て支援活動に貢献している団体

【応募方法】

申込書を9月29日(金)までに直接左記まで。
申込書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。
※応募条件がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ・申込先

- 〒526-1850 八幡東町632
①商工振興課〈本庁舎2階〉
☎65-8766
②子育て支援課〈本庁舎1階〉
☎65-6514

徘徊高齢者等 家族支援サービスのご案内

☎高齢福祉介護課(☎65-7789)

認知症による徘徊の見られる対象者にGPS端末を持っていたくことにより、行方不明時に位置情報を家族等の利用者へ提供します。初期費用は市が負担します(別途月額料金等が必要)。従来よりも小型で靴などに入れて使用できるものもありますので、ぜひご検討ください。

【対象者】GPS端末を持つ人

- 次のいずれにも該当する人
①介護保険の被保険者
②市税、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料に未納がない人
③要介護認定・要支援認定を受けた人もしくは、相当と認められる人で徘徊の見られる認知症高齢者等
④過去に本事業の対象となっていない人

【利用者】位置情報の提供を受ける人

次のいずれにも該当する人

- ①対象者を在宅で介護している人または対象者の家族等
②市税、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料に未納がない人

【費用】

利用にあたって、原則500円〜1,800円の月額料金が必要です(業者によって異なります)。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

国民年金保険料の追納制度について

☎彦根年金事務所 国民年金課
(☎0749-23-1114)

国民年金保険料の全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間が10年以内であれば、さかのぼって納めることができる「追納制度」により、将来受け取る年金額を増額することができま

す。ただし、免除等を受けた期間から2年以上後に追納する場合、当時の保険料に加算金が増えさ

れることがあります。
追納の申請は、彦根年金事務所または保険医療課 北部振興局福祉生活課 各支所で行ってください。

9月24日(日)は「ゴミの日」

持込みが可能です

☎環境保全課(☎65-6513)

クリスタルプラザ、クリーンプラントおよび伊香クリンプラザでゴミの持込みを受け付けていますので、ご利用ください。

◆受付時間

8時30分〜12時、13時〜16時30分

◆次回の持込み受付予定日

10月22日(日)

ホテルでゆったり

「乳がん検診」「子宮頸がん検診」

☎健康推進課(☎65-7759)

乳がんにかかる人は40歳〜50歳代の女性に多く、この20年間で約2倍に増えていきます。子宮頸がんは20歳代から急増します。

毎年好評のホテルでゆったり「乳がん検診」「子宮頸がん検診」を「ピンクリボン長浜2017」のイベントの一環として実施します。今年度は、より多くの人に受診いただけるよう、午後も受診できるようにしました。ぜひ、この機会に自分の健康に目を向けてみませんか。

【とき】

10月15日(日)
受付…9時〜11時、13時〜15時

【内容】

ホテル内で問診、乳がんの自己触診法、検診はバス内で行います。

【ところ】

長浜ロイヤルホテル(大島町)

【定員】(先着順)

・乳がん 100人
・子宮頸がん 120人

【料金】

・乳がん…49歳以下1,300円
50歳以上1,000円
・子宮頸がん…600円

【対象】

・乳がん…40歳以上の女性市民で、前年度市の乳がん検診を受けていない人
・子宮頸がん…20歳以上の女性市民で、前年度市の子宮頸がん検診を受けていない人
※自覚症状のある人、すでに医療機関で治療中、経過観察中の人は検診の対象外です。

【申込み】

9月5日(火)〜29日(金)に電話で担当課まで。

問合せ・申込先

健康推進課 ☎65-7759
〈ながはまウエルセンター内〉

9月21日は「世界アルツハイマーデー」です

☎高齢福祉介護課(☎65-7841)

1994年9月21日、スコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催されました。会議の初日であるこの日を「世界アルツハイマーデー」と宣言し、9月を「世界アルツハイマー月間」と定めています。

《アルツハイマー型認知症とは》

認知症の原因はいろいろありますが、アルツハイマー型認知症はその中で最も多く、5〜6割を占めます。脳が委縮する病気で、記憶や認知にしようがいが出現するため、日常生活に様々な困難を伴うようになります。しかし、適切な医療や環境、周りの人の対応によっては、地域でその人らしく生活していくことも可能です。

《相談は地域包括支援センターへ》

認知症については、お住まいの地域の地域包括支援センターへご相談ください。

南長浜地域包括支援センター

〈市街地・六荘・西黒田・神田地区〉
(☎65-8352)

神照郷里地域包括支援センター

〈神照・南郷里・北郷里地区〉
(☎65-8267)

浅井びわ虎姫地域包括支援センター
(☎73-2653)

湖北高月地域包括支援センター
(☎85-5702)

木之本余呉西浅井地域包括支援センター
(☎82-3570)

《認知症サポーター養成公開講座》

本市では、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り「応援者」となる認知症サポーターを養成しています。

今年度は、認知症サポーター養成講座の公開講座を実施しますので、この機会にぜひ受講してください。

【とき】

10月29日(日)
14時〜15時30分

【ところ】

長浜赤十字病院(宮前町)
【講師】 さらめき介護塾
渡辺 哲弘氏

【対象】

市内に在住の人

【申込み】

電話で担当課まで。

【締切】

10月13日(金)

